

(旧)

新旧対照表

(新)

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	塩化物 総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 測定回数は、打設が午前・午後にまたがるときは1日に2回以上(午前・午後)半日の場合は1回とする。コンクリートの種類(材料・配合)等や工場が変わる場合は、その都度1回以上測定する。 1試験の測定回数は3回とし、試験の判定は3回の測定値の平均値で行う。	原則0.3kg/m以下	
			スランブ 試験	JIS A-1101	圧縮強度試験用供試体の採取時及びコンクリートの打ち込み中に品質の変化が認められたときに行う。	スランブ 3cm以上8cm未満 :許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下 :許容差±2.5cm	
			コンクリートの圧縮 強度試験	JIS A-1108	重要構造物(注:参照)について、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)無筋コンクリートは打設日1日につき1回以上行う。 重要構造物以外の基礎コンクリート、練石積(張)の同込コンクリート等は1工事当たり50m ³ 以上1回、また、50m ³ 増す毎に1回の割合で実施する。50m ³ 未満の場合は省略することができる。 <u>テストピースは打設場所</u> で採取し、 <u>1回につき原則として6個(1週3本、4週3本)とする。</u>	1回(供試体3本の平均値)の試験結果呼び強度の値の85%以上。かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	任意の材齢の圧縮強度から材齢28日の圧縮強度を推定する場合は附図-1により参考とすることができる。

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	塩化物 総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 測定回数は、打設が午前・午後にまたがるときは1日に2回以上(午前・午後)半日の場合は1回とする。コンクリートの種類(材料・配合)等や工場が変わる場合は、その都度1回以上測定する。 1試験の測定回数は3回とし、試験の判定は3回の測定値の平均値で行う。	原則0.3kg/m以下	
			スランブ 試験	JIS A-1101	圧縮強度試験用供試体の採取時及びコンクリートの打ち込み中に品質の変化が認められたときに行う。	スランブ 3cm以上8cm未満 :許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下 :許容差±2.5cm	
			コンクリートの圧縮 強度試験	JIS A-1108	重要構造物(注:参照)について、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)無筋コンクリートは打設日1日につき1回以上行う。 重要構造物以外の基礎コンクリート、練石積(張)の同込コンクリート等は1工事当たり50m ³ 以上1回、また、50m ³ 増す毎に1回の割合で実施する。50m ³ 未満の場合は省略することができる。 <u>テストピースは1回につき6個(1週3本、4週3本)とする。</u>	1回(供試体3本の平均値)の試験結果呼び強度の値の85%以上。かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。

(旧)

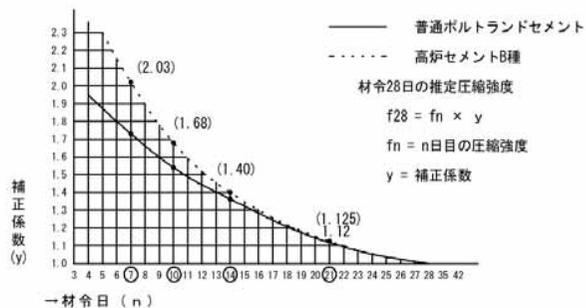
新旧対照表

(新)

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セメント・工	施	必	空気量測定	J I S A - 1 1 1 6 A - 1 1 1 8 A - 1 1 2 8	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差 ± 1.5% 但し、道路橋床版の場合、± 1%とする。	
	試	須	シュミットハンマーによる試験	コンクリート標準示方書(基準編)	コンクリート標準示方書(基準編)「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」による。		
コンクリート	その他	試	コンクリートの曲げ強度試験	J I S A - 1 1 0 6	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日毎に2回(午前・午後)に行う。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個(4週強度3本)とする。	1回(供試体3本の平均値)の試験結果は、呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	
			コンクリートから切り取ったコアによる強度試験	J I S A - 1 1 0 7	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	J I S A - 1 1 1 2	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	

附図 1 材令任意の圧縮強度による材令 28 日の圧縮強度の推定

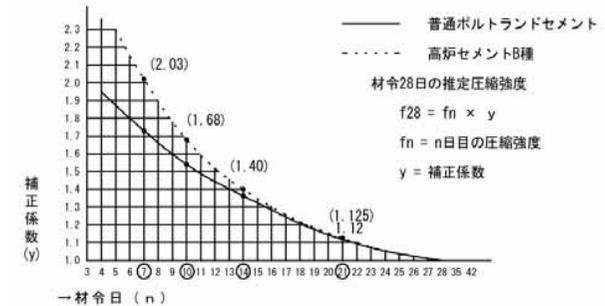


注：重要構造物とはPC桁(工場製作桁は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のPC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、擁壁(高さ2m以上)治山工事の本堤及び副堤、その他上記に類するもののほか、特記仕様書に示す構造物。

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セメント・工	施	必	空気量測定	J I S A - 1 1 1 6 A - 1 1 1 8 A - 1 1 2 8	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差 ± 1.5% 但し、道路橋床版の場合、± 1%とする。	
	試	須	シュミットハンマーによる試験	コンクリート標準示方書(基準編)	コンクリート標準示方書(基準編)「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」による。		
コンクリート	その他	試	コンクリートの曲げ強度試験	J I S A - 1 1 0 6	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日毎に2回(午前・午後)に行う。なお、 <u>テストピースは1回につき3個(4週強度3本)とする。</u>	1回(供試体3本の平均値)の試験結果は、呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。
			コンクリートから切り取ったコアによる強度試験	J I S A - 1 1 0 7	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	J I S A - 1 1 1 2	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	

附図 1 材令任意の圧縮強度による材令 28 日の圧縮強度の推定



注：重要構造物とはPC桁(工場製作桁は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のPC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、擁壁(高さ2m以上)治山工事の本堤及び副堤、その他上記に類するもののほか、特記仕様書に示す構造物。

(旧)

新旧対照表

(新)

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
覆工コンクリート・NATM	施工	必	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A-1108	現場練コンクリートの場合： (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 なお、ここで言う試験値とは、同時に作った3本の供試体の平均値のことである。	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前、午後)以上無筋コンクリートは打設日1日につき1回以上行う。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(7日強度3本、28日強度3本)とする。	レディミクスコンクリートの場合、1回の試験(供試体3本の平均値)結果は呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果は呼び強度以上。
			空気量測定	JIS A-1116 A-1118 A-1128	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差 ±1.5% 但し、道路橋床版の場合、±1%とする。	
			シュミットハンマーによる試験	コンクリート標準示方書(基準編)	コンクリート標準示方書(基準編)「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」による。		任意の材齢の圧縮強度から材齢28日の圧縮強度を推定する場合は附図-1により参考とすることができる。
	その他	その他	コンクリートから切り取ったコアによる強度試験	JIS A-1107	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A-1112	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
吹付コンクリート・NATM	材料試験	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策」による	覆工コンクリートに準ずる。	覆工コンクリートに準ずる。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	覆工コンクリートに準ずる。	覆工コンクリートに準ずる。	

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
覆工コンクリート・NATM	施工	必	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A-1108	現場練コンクリートの場合： (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 なお、ここで言う試験値とは、同時に作った3本の供試体の平均値のことである。	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前、午後)以上無筋コンクリートは打設日1日につき1回以上行う。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(7日強度3本、28日強度3本)とする。	レディミクスコンクリートの場合、1回の試験(供試体3本の平均値)結果は呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果は呼び強度以上とする。 供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。
			空気量測定	JIS A-1116 A-1118 A-1128	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差 ±1.5% 但し、道路橋床版の場合、±1%とする。	
			シュミットハンマーによる試験	コンクリート標準示方書(基準編)	コンクリート標準示方書(基準編)「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」による。		任意の材齢の圧縮強度から材齢28日の圧縮強度を推定する場合は附図-1により参考とすることができる。
	その他	その他	コンクリートから切り取ったコアによる強度試験	JIS A-1107	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A-1112	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。	
吹付コンクリート・NATM	材料試験	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上対策」による	覆工コンクリートに準ずる。	覆工コンクリートに準ずる。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	覆工コンクリートに準ずる。	覆工コンクリートに準ずる。	

(旧)

新旧対照表

(新)

公的試験機関での品質管理試験の実施について

公的試験機関での品質管理試験の実施について

品質管理基準により義務付けられた品質管理項目のうち、次表に示す項目については、公的試験機関(注1参照)で試験を実施するものとする。

品質管理基準により義務付けられた品質管理項目のうち、次表に示す項目については、公的試験機関(注1参照)で試験を実施するものとする。

公的試験機関による品質管理試験項目一覧表

公的試験機関による品質管理試験項目一覧表

工種	試験項目	試験基準	適用
セメント コンクリート	圧縮強度試験	1)重要構造物(注3)の場合 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)無筋コンクリートは打設日1日につき1回行う。 なお、供試体は1回につき6個採取(7日強度及び28日強度、各3本) 2)重要構造物以外の場合 1工事につき打設数量50m ³ 毎に1回行う。なお、供試体は1回につき3個採取(28日強度3本) 1工事の打設数量が50m ³ 未満については省略することができる。	供試体は打設場所 で採取し、現場養生 のうえ試験を行う。
	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前、午後) なお、供試体は1回につき3個採取(28日強度3本)	
鋼材ガス圧接	引張試験	1)手動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片5本 2)自動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片2本 試験片の作製は鉄筋径毎に行う。	試験片の作製は、圧接者、圧接装置、鉄筋の端面処理、加熱時間等実際の作業と同一条件で行う。
河川・海岸・治山 ・道路土工	土の締固め試験	500m ³ 以上の盛土を行う工事で、当初及び土質の変化時の試験(路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみでよい)	河川、海岸、治山の盛土及び道路の路体盛土材に適用する。
	修正CBR試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時に行う試験。	土の締固め試験も必要。
路床置換工	置換材料の修正CBR試験	道路の置換材料について、当初及び材料の変化時に行う試験。	
転圧コンクリート 舗装	曲げ強度試験 (作成供試体-現場施工)	打設日1日につき2回(午前、午後)の、材齢28日の強度試験。	供試体は打設場所 で採取し、1回につき3個とする。
アスファルト舗装	コア密度測定試験 混合物のアスファルト量 抽出試験 混合物粒度分析試験	A・B工事(注4参照)について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。 但し、1工事(各層毎)の混合物の使用数量が50t又は舗設面積が400m ² 未満の場合は、省略することができる。	路肩、取付け道路は除く。
	ホイールトラッキング試験	改質アスファルト使用の場合は、1工事につき1回(複数層に使用の場合各層毎)施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。(注5参照)	

工種	試験項目	試験基準	適用
セメント コンクリート	圧縮強度試験	1)重要構造物(注3)の場合 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)無筋コンクリートは打設日1日につき1回行う。 なお、供試体は1回につき6個採取(7日強度及び28日強度、各3本) 2)重要構造物以外の場合 1工事につき打設数量50m ³ 毎に1回行う。なお、供試体は1回につき3個採取(28日強度3本) 1工事の打設数量が50m ³ 未満については省略することができる。	供試体の試料は荷卸し 場所にて採取し、 標準養生とする。
	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前、午後) なお、供試体は1回につき3個採取(28日強度3本)	
鋼材ガス圧接	引張試験	1)手動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片5本 2)自動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片2本 試験片の作製は鉄筋径毎に行う。	試験片の作製は、圧接者、圧接装置、鉄筋の端面処理、加熱時間等実際の作業と同一条件で行う。
河川・海岸・治山 ・道路土工	土の締固め試験	500m ³ 以上の盛土を行う工事で、当初及び土質の変化時の試験(路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみでよい)	河川、海岸、治山の盛土及び道路の路体盛土材に適用する。
	修正CBR試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時に行う試験。	土の締固め試験も必要。
路床置換工	置換材料の修正CBR試験	道路の置換材料について、当初及び材料の変化時に行う試験。	
転圧コンクリート 舗装	曲げ強度試験 (作成供試体-現場施工)	打設日1日につき2回(午前、午後)の、材齢28日の強度試験。	供試体は打設場所 で採取し、1回につき3個とする。
アスファルト舗装	コア密度測定試験 混合物のアスファルト量 抽出試験 混合物粒度分析試験	A・B工事(注4参照)について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。 但し、1工事(各層毎)の混合物の使用数量が50t又は舗設面積が400m ² 未満の場合は、省略することができる。	路肩、取付け道路は除く。
	ホイールトラッキング試験	改質アスファルト使用の場合は、1工事につき1回(複数層に使用の場合各層毎)施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。(注5参照)	

